

共同研究契約書（標準書式例）

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果及び研究の過程で生じた有体物をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施する権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施する権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施する権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容 別紙のとおり
- (4) 研究分担 別表第1のとおり
- (5) 研究スケジュール
- (6) 研究実施場所
- (7) その他

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知し同意を得るものとする。
- 4 甲は、甲において就学中の学部生、大学院生及び研究生(以下「学生等」という。)を本共同研究に従事させようとするときは、乙の意向を踏まえ、当該学生等と協議の上、別途書面により合意するものとする。
- 5 乙は、本共同研究の遂行に必要と認めた場合、甲の要請により、甲の研究担当者を乙の研究実施場所において、本共同研究に従事させるものとする。

(進捗状況の報告及び実績報告書の作成)

第5条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に或いは随時研究の進捗状況についての報告会を開催し、本共同研究の進捗状況について報告を行うとともに、本共同研究に関し、爾後の課題、スケジュール等の必要事項を協議する。

3 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して2年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究経費(以下「研究経費」という。)を負担するものとする。

2 第4条第3項の規定に基づいて研究担当者が追加された場合は、乙は追加人数分の研究料を支払うものとする。なお、支払済の乙の研究料は返還されない。

(研究経費の納入)

第8条 乙は、研究経費を甲の発する請求書類により、当該請求書に定める納入期限までに、甲の指定する方法で納入しなければならない。

2 乙は所定の納入期限までに前項の研究経費の全額を納入しないときは、納入期限の翌日から全額が納入された日までの日数に応じ、その未納額に年5%(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を納入しなければならない。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 共同研究の遂行が著しく困難と認める事由が生じたときは、甲乙は協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はそれに伴う一切の責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、乙から納入された研究経費(研究料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

2 甲は、納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。乙が不足する研究経費を負担しない場合には、甲は本共同研究を中止することができる。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知し、その帰属を協議して決定しなければならない。

2 甲又は乙はそれぞれ、本共同研究の実施により得られる知的財産権を発明者から継承し又は当初より甲又は乙に帰属できるよう、発明者に対する規程や契約を整備しなければならない。

3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行った場合には、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとする。ただし、出願等に先立ち、相手方に対して書面による通知を行うものとする。

4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行うときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

5 前2項の規定は、甲が発明者から発明等の権利を承継しない場合には甲に適用しない。

6 乙は本共同研究の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途定めるものとする。

(外国出願)

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(独占的实施)

第16条 甲と乙は本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知し、当該

発明等の実施に関する実施契約を締結するものとする。

- 2 前項の実施契約において、甲と乙又は乙の指定する者は、甲に帰属する知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第3項に規定するものを除く。以下「甲に帰属する知的財産権」という。）を乙又は乙の指定する者が独占的に実施（甲が第三者への実施許諾を行わないことをいい、以下「独占的实施」という。）できる期間を設けることができる。
- 3 第1項の実施において、甲と乙又は乙の指定する者は、甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、乙又は乙の指定する者が独占的に実施できる期間を設けることができる。
- 4 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する独占的に実施できる期間（以下「独占的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、更新の是非及び更新する期間について、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 甲は、甲に帰属する知的財産権又は共有に係る知的財産権について乙又は乙の指定する者との間で実施許諾契約を締結する場合、同契約において、独占的实施期間を設けた場合には同期間終了後年間、独占的实施期間を設けない場合には契約締結後年間、それぞれ実施許諾を受けた者が発明等の実施を行っていない場合に実施許諾契約を解除することができる旨の定めを設けることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

- 第17条 甲に帰属する知的財産権について乙又は乙の指定する者が独占的实施を得ている場合であっても、当該実施権者が独占的实施期間開始2年を経過した以降であつてかつその時点で実施していない場合には、甲は独占的实施権者の意見を聴取の上、独占的实施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対しても当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して4年を経過した以降であつてかつその時点で実施を行っていない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権について独占的实施の設定を受けている場合において独占的实施期間開始後2年を経過した以降にあつてかつその時点で実施を行っていない場合について準用する。

（持分の譲渡等）

- 第18条 甲と乙は、共有に係る知的財産権について、相手方の書面の同意を得て、自らの持分を第三者に譲渡することができる。

（実施料）

- 第19条 甲に帰属する知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、実施権者は別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 2 共有に係る知的財産権を乙が実施しようとするときは、甲は自己実施しないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
 - 3 共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（出願等費用）

第20条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）をそれぞれ持分に依りて負担するものとする。

2 前項の規定は、出願時又は実施契約時に別途の定めを行うことを妨げない。

（情報交換）

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第22条 甲及び乙は、本共同研究契約書に記載されている事項、並びに本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、厳重に秘密管理し、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、当該研究担当者がその所属を離れた後も存続する秘密保持義務を当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前2項に基づく秘密保持期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間経過までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（契約内容に関する守秘義務）

第23条 本契約書に記載されている事項について、甲及び乙は、互いに守秘義務を負うものとし、法律で義務付けられている場合を除き、第三者に漏洩しないものとする。

（研究成果の取扱い）

第24条 甲及び乙は、本共同研究完了の翌日から起算し6ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）できるものとする。ただし、研究成果の公表という機構の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとす

る日の2ヶ月前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後20日以内に開示、発表若しくは公表される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならぬ。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知をしなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 研究成果たる有体物の所有権の帰属及び管理・処分の方法については甲乙協議して定める。協議がまとまらない場合には甲乙共有とする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第25条 甲又は乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の書面による同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
 - 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを定めておくものとする。
 - 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

- 第26条 甲は、乙が研究経費を所定の納入期限までに納入しないときは、何かの事前通知や催告を要することなく本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに事実が生じた場合は、14日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

- 第27条 甲又は乙は、前条各号に掲げる事由によって、又は甲、乙、研究担当者若しくは研究協力者が故意若しくは重大な過失によって、相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第28条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の執行後も、第5条及び第6条、第13条から第25条、第27条及び第30条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 東京都三鷹市大沢2丁目21番1号
大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 志村令郎

(乙) 住所
株式会社
代表取締役

別表第1（第1条，第4条，第22条関係）

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			
乙			

（注）研究代表者には氏名に*印を付すこと。また，民間等共同研究員には氏名に を付すこと。

別表第2（第7条，第8条，第10条関係）

区分	直接経費	研究料
甲	円	_____
乙	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	(420,000円× 人) 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
合計	円	円

（注）共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は，直接経費の内訳を明記する必要がある。（研究料については，6ヶ月以内は210,000円とする。）

別表第3（第11条関係）

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙				